

# 令和4年度 公益財団法人長野市スポーツ協会 事業計画書

## 【事業方針】

公益財団法人長野市スポーツ協会は、スポーツに関する事業を行い、市民の健康の保持増進、体力の向上及びスポーツ精神を養い、もってスポーツの振興に寄与することを目的としている。また、スポーツ基本法の前文の中には、「スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。」とあり、スポーツの価値や意義、果たす役割の重要性が示されている。当協会の大きな目的もスポーツの振興であり、特に競技スポーツを中心に位置付けながら、今年度から令和8年度までの5年間の新たな計画期間となる「第三次長野市スポーツ推進計画」の基本理念、具体的な取り組み等を踏まえ、引き続き関係機関及び加盟団体と連携し、競技スポーツの普及・振興及び競技力の向上を重要な目標として取り組み、その実現を目指すものとする。

なお、これまで「第二次長野市スポーツ推進計画」に連動して、競技水準向上事業や全国大会等出場選手強化基本構想プログラムに関連する選手強化策を重点的に推進してきたが、今年度からスタートする「第三次長野市スポーツ推進計画」に沿った当協会の事業計画とする必要がある。そのため、従前の事業体系を見直し、「競技スポーツ振興事業」と「スポーツ普及事業」を柱として、長野市のスポーツ振興を推進する。

## 1 競技スポーツ振興事業 [21,000千円]

当協会の定款に掲げる目的を達成するにあたっては、当協会が加盟団体の主体的な活動を促し、加盟団体それぞれの活動全般への支援をすることが方策のひとつであり、当協会の大きな責務でもある。また、加盟団体の事業や活動は、そのすべてが当協会の目的を実現することに結びつくものであり、当協会を構成している加盟団体は、当協会の目的達成における責務についてもその一端を担うものであることから、当協会の加盟団体に対する財政的な支援を、これまでの多岐にわたる補助金交付から、加盟団体が主体的に取り組む事業や活動に対する負担金を交付し支援することに転換する。

令和2年度及び令和3年度に長野市スポーツ課と共同で実施した全加盟団体とのヒアリングにおいて、それぞれが持つ課題や目標を洗い出し、多くの加盟団体に共通する次の4項目を当協会の重点目標と位置付け加盟団体と共有することとした。

- 競技人口（加盟団体の会員）の拡大
- 競技の普及・振興
- 加盟団体の運営基盤強化
- 競技力の向上

### (1) 加盟団体実施事業負担金交付事業

当協会の重点目標の実現に向けた、加盟団体が実施する主体的な取り組みに要する経

費の一部に対し負担金を交付する。

負担金交付額の算定にあたっては、加盟団体の前年度決算・事業報告及び当該年度予算・事業計画等を参考として、長野市スポーツ課と共同で全加盟団体とのヒアリングを経て総合的に勘案しつつ決定する。また、交付される負担金の使途については、重点目標の実現のために、各加盟団体が現状に則した有効かつ効率的な事業展開を計画し実施することから、競技スポーツの振興につながることを期待できる。

## 2 スポーツ普及事業

### ＜スポーツ協会直営事業＞ [4,305 千円]

市民のスポーツ活動を奨励し、地域におけるスポーツの普及および選手育成を支援するため、次の事業を行う。

#### (1) スポーツ少年団育成事業

青少年の心身の健全な発達を目的とするスポーツ少年団を育成するとともに、団相互の親睦を図るとともに、活動状況等を積極的に宣伝し、新規加盟に努める。

県スポーツ少年団や北信地区連絡協議会事務局との連携を図る。今年度は北信越競技別交流大会として、男子バレーボール競技を開催する。

#### (2) 研修会開催事業

インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めるコンプライアンスの徹底、競技団体のガバナンス強化に加え、選手及び指導者の専門的な知識を高める研修会を開催する。

#### (3) 国体選手等壮行会開催事業

国民体育大会出場選手の壮行会を開催する。

#### (4) 国際大会・国体出場激励金支給事業

国際大会や国体等に出場する選手等に対し、激励金を支給する。

#### (5) スポーツ功績者表彰事業

スポーツの振興、競技力向上に功績のあった者、競技会において特に優秀な成績を収めた選手、監督・コーチ及び指導者を表彰する。

#### (6) スポーツ大会・教室開催広報支援事業

加盟団体が主催する大会及び教室について、広報誌への掲載手続きや施設予約支援を行う。市主催大会等のスポーツ事業に関し協力及び援助をする。

#### (7) 機関誌発行及びその他の広報活動事業

加盟団体やスポーツ少年団の紹介、スポーツの普及啓発を図るため、広報「スポーツナガノ」を9月と3月の年2回発行する。また、ホームページの充実を図り、広く市民等に対しスポーツ情報を発信する。

## 3 自主財源の確保

事業の充実のため、法人及び個人の賛助会員の増加を図るなど、自主財源の確保に努める。

令和4年3月24日 提出

令和4年3月24日 議決